



健保だより

西武健康保険組合webサイトからもご覧になれます
https://www.seibu-kenpo.or.jp



2026.10.1
西武健康保険組合

「インフルエンザ予防接種費用補助」のご案内

西武健康保険組合では、インフルエンザ予防接種費用の一部を補助いたします。
★今年度より、申請方法が当組合WEBサイトの「申請用フォーム」からの申請に変わります。
★また、①個人が医療機関で接種した場合と②事業所が実施するインフルエンザ予防接種を受けた場合で申請方法が異なります。
①【個人が医療機関で接種した場合】接種者ご本人が領収書添付の上「個人申請用フォーム」から申請いただきます。
②【事業所が実施するインフルエンザ予防接種を受けた場合】事業所で取りまとめの上、「事業所申請用フォーム」から申請いただきます（個人での申請は不要）。
★なお、ご本人（被保険者）が事業所（会社等）で実施するインフルエンザ予防接種を受けた場合は、事業所（会社等）が補助金を受け取ることに同意したものとみなし、当該事業所（会社等）に補助金の支給をいたします。
★申請の開始は2026年11月2日からです。申請用フォームは同日より当組合WEBサイトで公開いたします。

対象者　被保険者（ご本人）及び任意継続被保険者（ご本人）
※接種時に西武健康保険組合の被保険者であった方が対象です。

接種期間　2026年9月1日（火）～2026年12月31日（木）
※期間内に予防接種を受けた方に限り補助金を支給いたします。

補助金額　限度額2,000円（消費税含む）
※2,000円に満たない場合はその実費を補助いたします。
※1年度につき、1人1回

申請期間　**2026年11月2日（月）～2027年1月29日（金）**



※インフルエンザが流行するのは例年12月下旬から4月にかけてですが、今年度は流行が早まっていることから、9月中の接種も対象としております。

予防接種は、受けてから効果が現れるまでに2週間程かかり、その効果は約5ヵ月間持続します。

参考：厚生労働省ホームページ「インフルエンザQ＆A」